

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年2月10日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）溝の口久本マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・住友不動産株式会社
取締役社長 高島 準司
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- ・株式会社大京
代表取締役 長谷川 正治
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号
- ・株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役 梅木 篤郎
東京都渋谷区渋谷三丁目9番9号

2 指定開発行為の名称

（仮称）溝の口久本マンション計画

3 指定開発行為の種類

高層建築物の新設，住宅団地の新設，大規模建築物の新設（すべて第2種行為に該当）

4 指定開発行為の目的

共同住宅の建設

5 指定開発行為の内容

（1）開発区域面積	19,410.4 m ²
（2）計画人口（計画戸数）	1,955人（648戸）
（3）土地利用計画	
ア 住宅棟	3,004.9 m ²
イ 駐車場棟	297.8 m ²
ウ 屋外駐車場	125.0 m ²
エ 緑化地	4,870.0 m ²
オ その他	11,112.7 m ²

(4) 建築計画

区 分	住宅棟	駐車場棟	ごみ置場	合 計
構 造	鉄筋コンクリート 造	鉄骨造	鉄筋コンクリート 造	—
階 数	地下1階 地上32階	—	1階	—
高 さ (m)	99.95	60.00	5.00	—
建築面積 (㎡)	3,913.5	297.8	173.8	4,385.1
延べ面積 (㎡)	81,270.2	4,500.0	173.8	85,944.0

6 施行期間

着手予定： 平成15年9月 完了予定： 平成18年9月

7 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年2月10日(月)から平成15年3月26日(水)まで

(2) 場 所

川崎市：中原区役所，高津区役所，高津区役所橘出張所，宮前区役所，多摩区役所
及び本庁（環境局環境評価室）

世田谷区：砧総合支所，玉川総合支所及び本庁（環境総合対策室環境課）

調布市：本庁（環境部環境保全課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)

(調布市は午前8時30分から午後5時15分まで)

ただし，土曜日，日曜日及び休日は除きます。

8 意見書の提出締切日

平成15年3月26日(水)

* 郵送の場合 3月26日の消印有効